

第32回東海村地域福祉計画推進会議 議 事 録

記録：酒井

1. 日 時 平成27年6月15日（月） 午後2時～4時
2. 場 所 総合福祉センター「絆」会議室
3. 出席者
 - ・地域福祉計画推進会議委員
(叶井委員, 富永委員, 小野寺委員, 河野委員, 井坂委員, 野上委員, 今橋委員, 相巢委員, 須藤委員, 大内委員)
 - ・アドバイザー 稲垣美加子先生 (淑徳大学教授)
 - ・事務局 芳賀補佐, 酒井主幹, 高橋主幹, 大平主事
4. 結 果 (要点)

(1) 前回議事録の確認について

- ・第2次地域福祉計画の住民評価結果は、9割方の施策が行政評価と一致し、権利擁護の部分のみ評価が分かれたこと、総合評価は「B」となったことを説明した。
- ・第3次地域福祉計画の基本目標(案)については、事務局案に「権利擁護」を追加し、4本の基本目標を立てることになったことを説明した。
- ・第3次計画の施策体系は、第2次計画の施策を「重点化」及び「再編成」し作成することを説明した。
- ・第3次計画の全体構成案については、事務局案でご了解いただいたことを説明した。
- ・委員より「前回会議議事録P11.31～35行目の意味」について質問があり、回答した(人という言葉の指す対象を統一させなければならない、地域福祉計画を一般の住民に理解してもらうためには、表現を工夫し、分かりやすく作っていかなければならない)。

(2) 第3次地域福祉計画の施策の展開について

- ・資料2～5の関係について説明した。
- ・資料2は、施策の体系全体を示したもの。前回の会議では3本立ての基本目標案を提案したが、「『権利擁護』も基本目標に立てた方がよい」というアドバイスをいただき、また、村内での認知症高齢者・障害者の増加および児童虐待の増加を鑑み、今回、「権利擁護」を含めた4本立ての基本目標案に修正したことを説明した。
- ・資料3は、基本目標を1つずつ「具体的な施策例」まで示したものであることを説明した。
- ・資料4「通常業務」には、第2次計画の具体的な施策の中で、地域福祉推進担当が通常業務として当然に行っており、「一定のレベルにまで達した」と判断したものをまとめた。第3次計画の施策体系には盛り込まないが、今後もきちんと実施していくことを前提に、別枠で掲載する。また、評価も施策体系の評価とは別の方法で行っていく。前回の会議で、「第2次計画の評価でA・B評価だった施策は第3次計画にはもう記載しなくていいのか(記載していった方がよい)」というご意見があり、それを受けてこのような記載方法にしたことを説明した。

- ・資料5は、地域福祉に関係するデータを各課から集めたものであることを説明した。
- ・資料3を読み上げ、基本目標の体系を説明した。
- ・当日資料2点について説明した。「重点項目検討作業シート」は以前、本会議で使用していたもの。「第2次計画の評価および意見」は第2次計画の行政評価および住民評価の際、職員および委員から出た意見をまとめたもの。

【質疑応答】

第3次地域福祉計画の基本目標案、通常業務案について

- ・基本目標を3本から4本に修正したことについて、委員全員からの賛同をいただいた。
- ・稲垣先生から以下の意見が出された。
これまで十分に実績を残した施策であっても、大事なことは項目出しをしていった方がいい。施策を「基本目標」と「通常業務」に分けたことによって、計画はスリム化され、委員の皆さんから意見をいただきながら「地域福祉の改善のために知恵を絞るべきものは何なのか」ということに焦点をしばった議論ができると思われる。また第3次計画は、委員の皆さんに住民の声を代弁してもらい、施策に反映させて策定する第3次計画のコンセプトは「第2次計画の拡大再生産」というよりは、「第2次計画で残った課題に焦点を絞り堅実に実現していく」ことである。
- ・酒井主幹から以下のとおり説明した。
新しい計画の策定に当たり、本来必ず行わなければいけないのが、住民へのニーズ調査なのだが、今回は実施できなかった。そのため、第3次計画は、第2次計画で評価の低かった施策に特化して実施していくことにした。また「権利擁護」については、皆さんからのご意見と、他課の計画策定の際に調査したデータ等から「必要」と判断し、追加した。

第5次総合計画後期基本計画との整合性について

- ・今後は、会議の場で定期的に第5次総合計画後期基本計画の進行状況を報告することになった。

基本目標1-4「行政職員の専門性の向上」について

委員及び稲垣先生から出た意見を列記する。

- ・これは住民にはあまり関係がなく、行政内部で当然行うことであり、施策の方向性にするのは適切ではない。
- ・事務局があえて行政職員の教育の部分を再掲したのは、今の地域福祉課題の難易度が上がり、それに合わせるためには、これまでの自主努力では追いつかなくなっていると判断したためだと思われる。
- ・計画にきちんと明記しないと、新たな地域福祉課題に役場全体で取り組む方向に動いていけないからという思いがあるのではないか。
- ・役場内部で頻繁にある人事異動にも対応できるよう、職員の意識・知識レベルを統一させていきたいという思いがあるのではないか。
- ・「時代の変化に対応した行政職員の資質向上に努めます」という文言の修正案が出された。
- ・「地域福祉の推進に必要な専門性の向上」という文言の修正案が出された。
- ・今日出された当日資料『第2次計画の評価および意見』には、今後施策を考えるうえでのヒントが沢山あると思うので、これを参考に具体的な施策を作っていくしてほしい

会議資料への個人名の記載について

- ・今後は資料および議事録には個人名を出さないことになった。

地域福祉人材の育成について

- ・委員から『重点項目検討作業シート』を活用し、基本目標1の文言は『人材を育成する仕組みづくりを検討します』に修正した方がよい」という意見が出された。

「小地域福祉活動」について

- ・小地域福祉活動の定義について、委員および稲垣先生より以下の意見が出た。
 - 小学校区単位の圏域をより細分化し、小さなまとまりとして活動することを指す。
 - 国は「中学校区を単位とした活動」としているが、小学校区単位の活動の方が地域福祉の実質に即しており、更に言うとも住民の生活感覚により即した、より狭い「生活圏での活動」と考えた方がいいと思う。「小地域」とは暫定的には小学校区と理解してもらいたい、実践感覚としてはもっと狭いと思われる。
 - 村内では、昨年「小地域福祉活動推進会議」というのが学区ごとに始まった。私はもうそれ自体が小地域福祉活動だと思っている。また単位自治会やボランティア団体の活動も含まれる。
- ・委員から『小地域福祉活動のお試し体験会の開催について検討する』とあるが、『検討』という実行性に欠ける文言はよくない』という意見が出された。

基本目標 1-「子どもの地域福祉教育」について

委員から出た意見を列記する。

- ・将来を担う子供たちにとっては、小さい頃から地域福祉について座学や体験で学ぶ機会は今後の人材育成にも大きく繋がっていくと思うので、これを大事にしてほしい。
- ・説明会の開催対象を退職前後の世代に絞るのではなく一般住民全体を広く活動に誘ってほしい。
- ・子育て世代の人でも自分が老後、この地域で生きていくんだと将来を見据えて考えてもらえるようにすれば、小地域福祉活動にも興味を持ってもらいやすいと思う。そういう意味でPTA活動をしている父兄を対象にするといい。
- ・資料『第2次計画の評価と意見』のP2にいいヒントがあるので、これをうまく活かして第3次計画を作るべきである。

具体的な施作例に関する意見の集約について

- ・今日の会議では施策の方向性についてしっかり検討し、具体的な施策例は、委員の皆さんから意見をいただき、次回会議で検討することになった。

基本目標 1-4 「CSW の配置」について

- ・事務局からCSWの設置について検討を進めていることを説明した。
- ・稲垣先生から「CSWは従来は特に専門資格ではなかったが、成年後見制度はプライバシーに深く関与するので、原則その社会福祉士の国家資格を持ってないと、この権利擁護を行うのは難しく、今後は専門職の配置が必要である」という説明があった。
- ・基本目標1と2は「地域福祉人材の育成」と「小地域福祉活動の推進」という内容のため、委員から意見をいただき、基本目標3と4は稲垣先生と事務局で基礎案を作成することになった。

基本目標 2 について

- ・基本目標2の文言について「住民の小地域福祉活動を支援します」に修正することになった。
- ・委員3名から、「これからは、福祉分野に住民も参加していくべきで住民自身も福祉の世話にならないようにしていくことが必要である。なかなか上手くいっていないが、今後は住民意識を変えていかなければいけない」という意見が出された。
- ・稲垣先生から『住民の地域福祉参加』という課題について問題なのは、次世代と、更に1つ下の世代の貧困である。また地域福祉というのは地域性や文化性に働きかける部分と、地域福祉サービスを作る部分と、住民の活動を支える部分がある。そこの部分を皆さんに意識していただいて、具体的な施策を考えて来ていただきたい。』という説明

があった。

基本目標 1 の施策の方向性について

- ・委員から「④『行政職員の専門性の向上に努めます』は行政として当然やるべき務めだとは思っているので、住民の目線から表現を変えて書いた方がいい」という意見が出され、「地域福祉の推進に必要な専門性」という文言に修正することになった。また「職員がよりもっと現場（地域）に出て積極的にアウトリーチをしていく」という部分を入れ込んでいくことになった。

基本目標 2 の施策の方向性について

委員および稲垣先生の意見を列記する。

- ・方向性①『各学区ごとに地域福祉の現状及び課題の分析を行い、小地域福祉活動を担う団体・組織へ情報を提供します』については、地域ごとに高齢化率などに差があるので、全ての情報を全ての学区に出してしまわないよう、検討・調整しながら行ってほしい。
- ・まちづくり協議会の設立のことも盛り込んでいかないといけない。また団体間の連携は非常に難しい。
- ・内宿一区では民生委員・児童委員が独自にネットワーク会議を行っており、地区内の連携が図られている。
- ・地域住民の間でも横の連携を取るの難しいため、これからは、『情報の伝達』という側面からも連携を取るための施策を考えていかなければならない。
- ・地域情報の出し方については、民生委員・児童委員が扱っている守秘義務の課せられている個人情報ではなく、一般住民にも開示できるレベルに留めなければならない。また、施策の方向性①～②で行政や社協、住民のコミュニケーションがより図られるのではないか。また計画の進行管理を行いながら地域診断も同時に進めることができるよう①をしっかりと実践して行ってほしい。

ロードマップの作成について

委員及び稲垣先生の意見を列記する。

- ・そろそろ東海村の地域福祉の今後 10 年間のロードマップを書かないといけない。
- ・ロードマップの作成は村社協の地域福祉活動計画の方ですべきことで、行政の地域福祉計画は村社協が地域と共に行うことをバックアップしていくものである。地区社協のロードマップの作成のためには、まず村社協が地域福祉活動計画の中で地区社協活動の効果測定を行い、行政と村社協で相互に役割を分担して施策を検討すべきである。

資料の作り方について

- ・委員から「第 3 次地域福祉計画では、私達村社協や住民、その他団体と行政が連携して進めていく施策が多くなると思われるため、具体的な施作例の部分に、どこと連携していくのかが一目で分かるようなアイコンをつけた方がいい」という意見が出された。

総括（稲垣先生）

事務局には、委員の皆さんが議論しやすい資料の作り方をもっと経験を積みながら学んでほしい。特に発言者が特定されてしまう資料だと、今後委員の皆さんが発言しにくくなるので、個人名は記載しない方がいい。そういった意味では、議事録も発言者を明記せずで作った方が自由な議論が生まれると思う。

(3) その他

- ・事務局から以下について説明した。
 - 基本目標 1 と 2 の施策の方向性については、今日いただいた意見を元に文言の修正をして次回会議で提示する。
 - 基本目標 3 と 4 については、稲垣先生と事務局の方で検討する。
 - 具体的な施策例については、委員の皆さんに意見をいただく。締切は 6 月 30 日（火）とし、記載は資料 2 にお願いします。皆さんからいただいた具体的な施策例案を事務局で取りまとめて次回会議で提示する。
 - 新任委員の委嘱については、次回会議に子ども会育成会の方が入る予定である。

5. 結 果（詳細）

（1）開 会

（2）富永委員長挨拶

本日は、検討項目も多く、皆さんから色々な意見をいただきたいと思っているので、よろしく願います。

（3）稲垣先生挨拶

前回の議論の中で、私の方から事務局に「権利擁護」を基本目標に入れてほしいと意見させていただいたが、最近、年金機構の情報漏洩問題が起き、その直後に高齢者が詐欺に遭う事件が起きている。東海村でも独居高齢者が増え、特に南台地区で顕著であり、空き家率も高くなっており、高齢者一人一人の権利擁護を様々な側面から考えていかなければいけなくなっている。

また障がい者福祉の分野では、軽度障がい者は地域の中で支援していく施策になってきている。そのため、その方々が地域に入ってきたときに、高齢者同様の被害に遭わないように、地域住民の従来の価値観を変え、差別や偏見を減らしていくようにしていくような施策も必要である。

また、児童虐待やDVなども多くなっており、民生委員・児童委員の皆さんのところにも支援ケースが上がってきていることと思う。東海村は村として独立した存在であるが、独自の福祉事務所や児童相談所がなく、権利擁護の推進にあたっては関係機関との関係性をどう図っていくかも考えていかなければならない。

今後も委員の皆さんの意見をいただきながら、誰一人として命や尊厳を失うことのない地域にどうやって近づいていくかを共に考えていきたい。

（4）新任委員の紹介（今橋委員挨拶）

この度、石神地区社協の会長を拝命した。この会議では、今まで経験してきたことが何らかの役に立つと信じて、勉強させていただきながら委員を務めていきたい。

○富田課長の欠席について説明（議会对応のため）

○配布資料の確認

（5）議 事

①前回議事録の確認について（高橋主幹より前回議事録を用いて説明）

- ・第2次地域福祉計画の住民評価結果は、9割方の施策が行政評価と一致し、権利擁護の部分のみ評価が分かれたこと、総合評価は「B」となったことを説明した。
- ・第3次地域福祉計画の基本目標（案）については、事務局案に「権利擁護」を追加し、4本の基本目標を立てることになったことを説明した。
- ・第3次計画の施策体系は、第2次計画の施策を「重点化」及び「再編成」し作成することを説明した。
- ・第3次計画の全体構成案については、事務局案でご了解いただいたことを説明した。

【質疑応答】

委員）前回会議議事録 P11. 31～35 行目の意味について教えてほしい。

（P11. 31 行目）

「人」というのは同じ対象を指しているのかも疑問である。今後、具体的に施策を議論していく中で丁寧に確認をして、言葉の使い方の理解を取っていくことが必要である。

⇒（事務局）人といっても色々な人がおり、「一般住民」という意味のほかに、「サービス利用者」や「支援を必要とする人」を指している場合もある。そのため「人という言葉の指す対象を統一させなければならない」という意味である。

（P11. 33 行目）

基本目標などは短い表現の中に省略形と専門用語が混じっていて、委員の皆さん以外には理解しにくいので、そこも工夫していかなければならない。

⇒（事務局）計画書の中には、一般住民の方々には分かり難い言葉も多く含まれているため、分かりやすい表現を心がけ、専門用語には注釈をつけるなどの工夫が必要があり、この部分はそれについての指摘である。

⇒（稲垣先生）第2次計画は、住民が参画し、委員の皆さんの合意のもとに作られているが、それでも「難しい」と感じるのであれば、第3次計画ではより分かりやすい表現や説明に努めなければならない。しかし、前計画の委員は私以外全員が住民の方々であり、その中の話し合いで作ったのだから、それ程難しい内容のものではないと思う。恐らく住民参画で作っていく中で、委員の皆さんには知識がついていくので、それほど難しくは感じなくなっていくのだと思う。しかし、一般の住民に理解してもらうためには、表現を工夫し、知識ギャップを埋めていかなければならない。東海村の地域福祉計画は、住民が参画して作っている理想的な計画だと思うので、第3次計画では表現を「住民主体に洗練させていく」ことを目指していただきたい。

⇒（委員）東海村は、他の自治体と違って、住民の意見を取り入れて地域福祉計画計画を作ってきており、住民主体が進んでいるが、表現については住民の皆が分かるようにして行ってほしい。

②第3次地域福祉計画の施策の展開について（酒井主幹より資料2～5を用いて説明）

- ・資料2～5の関係について説明した。
- ・資料2は、施策の体系全体を示したもの。前回の会議では3本立ての基本目標案を提案したが、稲垣先生および委員の皆様から「『権利擁護』も基本目標に立てた方がよい」というアドバイスをいただき、また、村内での認知症高齢者・障害者の増加および児童虐待の増加を鑑み、今回、「権利擁護」を含めた4本立ての基本目標案に修正したことを説明した。
- ・資料3は、基本目標を1つずつ「具体的な施策例」まで示したものであることを説明した。
- ・資料4「通常業務」には、第2次計画の具体的な施策の中で、地域福祉推進担当が通常業務として当然に行っており、「一定のレベルにまで達した」と判断したものをまとめた。第3次計画の施策体系には盛り込まないが、今後もきちんと実施していくことを前提に、別枠で掲載する。また、評価も施策体系の評価とは別の方法で行っていく。前回の会議で、「第2次計画の評価でA・B評価だった施策は第3次計画にはもう記載しなくていいのか（記載していった方がよい）」というご意見があり、それを受けてこのような記載方法にしたことを説明した。
- ・資料5は、地域福祉に関係するデータを各課から集めたものであることを説明した。
- ・資料3を読み上げ、基本目標の体系を説明した。
- ・当日資料2点について説明した。「重点項目検討作業シート」は以前、本会議で使用していたもの。「第2次計画の評価および意見」は第2次計画の行政評価および住民評価

の際、職員および委員から出た意見をまとめたもの。

【質疑応答】

第3次地域福祉計画の基本目標案、通常業務案について

・基本目標を3本から4本に修正したことについて、委員全員からの賛同をいただいた。
稲垣先生) 前回会議で、「これまで十分に実績を残した施策であっても、大事なことは項目出しをしていった方がいい」という意見が出たがそのとおりだと思う。資料4「通常業務」は、あえて基本目標に出さなくてもルーティンワークとしてやっていかななくてはならないものや評価基準が類似しているものを事務局で精査して掲載している。「基本目標」に挙げている項目と「通常業務」に挙げている項目は評価の性格が違っており、「基本目標」の方はその時々地域の課題を表出・顕在化して、解決方法を探していかなければいけない項目で、それに対し「通常業務」は今後の方向性を検討してもあまり変更がない項目であり、今後は行政責任として漏れなく実施していくことに評価観点が置かれている。このように分けたことによって、計画はスリム化され、委員の皆さんから意見をいただきながら「地域福祉の改善のために知恵を絞るべきものは何なのか」ということに焦点をしばった議論ができると思われる。

今年度、村では福祉部内の構造が変わって、子育て支援課ができたり地域福祉推進担当と保健年金課が一つになったりなどの部署替えがあり、組織が流動的になっている中で地域福祉計画の改定を行っているため、第3次計画のコンセプトは「第2次計画の拡大再生産」というよりは、「第2次計画で残った課題に焦点を絞り堅実に実現していく」ことである。そのため基本目標を4本にすることをご承諾いただきたい。ただし、委員方からいただいた示唆は、具体的な方向性や具体的な施策に盛り込んでいきたいので、必ず残してほしい施策については、今後の議論の中でご意見をいただきたい。

酒井主幹) 新しい計画の策定に当たり、本来必ず行わなければいけないのが、住民へのニーズ調査なのだが、今回は実施できなかった。そのため、第3次計画は、第2次計画で評価の低かった施策に特化して実施していくことにした。また「権利擁護」については、皆さんからのご意見と、他課の計画策定の際に調査したデータ等から「必要」と判断し、追加した。本来やらなければいけないことをやらずに策定していることに関してお詫び申し上げます。

稲垣先生) 第3次計画は、委員の皆さんに住民の声を代弁してもらい、施策に反映させて策定する。

第5次総合計画後期基本計画との整合性について

委員) 第3次地域福祉計画と第5次総合計画後期基本計画との整合性を図ってほしい。稲垣先生) 定期的に第5次総合計画後期基本計画の進行状況を報告してほしい。

酒井主幹) 了解した。

※第5次総合計画前期基本計画は、策定の際、稲垣先生が委員として参画し連絡調整役を担っていただいていた。それに伴い、第2次地域福祉計画策定のための会議の場で、第5次総合計画前期基本計画の進行状況を説明していただいていた。

基本目標1-4「行政職員の専門性の向上」について

委員) 基本目標1-4「行政職員の専門性の向上に努めます」について、住民にはあまり関係がなく、行政内部で当然行うことであり、施策の方向性にするのは適切ではない。

稲垣先生) 第2次計画では、人材育成のための施策の方向性が6つに分かれていたが、第3次計画では4つになっていることをまずご了解いただきたい。そのうえで、事務局があえて行政職員の教育の部分を再掲したのは、今の地域福祉課題の難易度が上がり、それに合わせるためには、これまでの自主努力では追いつかなくなっていると判断したためだと

思われる。

委員) 計画にきちんと明記しないと、新たな地域福祉課題に役場全体で取り組む方向に動いていかないからという思いがあるのではないか。

委員) 役場内部で頻繁にある人事異動にも対応できるよう、職員の意識・知識レベルを統一させていきたいという思いがあるのではないか。

委員) それならば「時代の変化に対応した行政職員の資質向上に努めます」という文言が良いのではないか。

稲垣先生) 今の意見は具体的な施策例に盛り込んでいくと良いと思う。「専門性の向上」という文言は少々乱暴なので、「地域福祉の推進に必要な専門性の向上」とした方が分かりやすいし、委員の皆さんも地域福祉の推進や住民主体の推進のため、行政が何をすべきか意見を出ししやすいのではないか。

委員) 施策項目は、我々住民が意見できるものであってほしい。

委員) 今日出された当日資料「第2次計画の評価および意見」には、今後施策を考えるうえでのヒントが沢山あると思うので、これを参考に具体的な施策を作っていくしてほしい。

例えば「行政職員の福祉教育」という部分では、「行政職員、村社協職員は積極的に現場(地域)に出て自分達が行っている福祉を地域はどのように取り組んでいるのか体験し、日常業務に生かしてほしい」という意見があり、とても大事なことだと思うので、これを具体的な施策例に盛り込んでいくしてほしい。

会議資料への個人名の記載について

委員) 委員全員が見る会議資料に、発言した委員が特定されるような記載をするのは良くない。

※今後は資料および議事録には個人名を出さないことになった。

地域福祉人材の育成について

委員) 「重点項目検討作業シート」に書かれているように、以前この会議で、人材発掘・育成のための具体的な仕組みづくりについて検討を行い、「人材を発掘する大きな制度・ルールが必要である」「各組織に応じたきめ細かな仕組みや配慮が必要である」といったことまで議論されてきている。これを活用し、第3次計画の文言は2次計画の文言のままではなく、「人材を育成する仕組みづくりを検討します」といったような文言に修正した方がよい。

「小地域福祉活動」について

委員) 「小地域福祉活動」とは何を指すのか。

委員) 小学校区単位の圏域をより細分化し、小さなまとまりとして活動することを指す。

稲垣先生) 小地域福祉活動には施策的な意味がある。これまでの福祉では、行政が行政責任で公的サービスを実施していたが、人材も財源も足りなくなり、住民の自助能力が求められるようになった。そのときに注目されたのが「小地域福祉活動」である。国は中学校区を単位とした活動を提案しているが、小学校区単位の活動の方が地域福祉の実質に即しており、更に言うと住民の生活感覚により即した、より狭い「生活圏での活動」と考えた方がよいと思う。また「小地域」をどう定めるのかは、人口の偏りや密集度、自治体の財政力にも関係してくる。「小地域」とは暫定的には小学校区と理解してもらいたい、実践感覚としてはもっと狭いと思われる。

委員長) 私は「小地域福祉活動」と言われたら、20~60人くらいで活動するイメージである。

稲垣先生) 市町村社協よりもう一步小さなレベルで、それぞれの地域の都合に合ったサイズで活動しているのが「小地域福祉活動」である。それが東海村では地区社協である。私

が仕事をしている千葉市は政令指定都市なので、小地域福祉活動は区を単位にしているが、東海村の地区社協よりずっとエリアは広い。しかし、東海村のサイズ感の方が地域福祉の実践にはよいと思われる。

委員) 小地域福祉活動について、エリアの範囲や人数といった定義はないのか。

稲垣先生) ない。

委員長) それなら、それが自由度を出しているんだと思う。それがいいかどうかは分からないが。

委員) 村内では、昨年から「小地域福祉活動推進会議」というのが学区ごとに始まった。私はもうそれ自体が小地域福祉活動だと思っている。その中では、地区自治会ごとの会議も行おうし、単位自治会ごとの会議も行っている。

委員) 「小地域福祉活動」には、単位自治会やボランティア団体の活動も含まれるのか。

委員) 今のところ、含まれると思う。

委員) 了解した。もう1つ質問するが、基本目標2に「地域福祉活動に参加しやすい仕組み作りを行います」と書いてあり、その具体的な施策例に「小地域福祉活動のお試し体験会の開催について検討する」とあるが、これは「開催に努めます」の方がいいのではないか。難しいことはよく分からないけれども、すぐやってみてもいいんじゃないか。第2次計画策定時から、小地域福祉活動の推進は長く目標に掲げているのに、「検討」という実行性に欠ける文言はよくない。やないか。その結果上手くいかなかったら、それはまた考えればいい。

委員長) 「お試し体験会」というのは何か。

酒井主幹) これは事務局から出した案で、地区社協で「一日体験会」のようなものを開催して、地域社協活動に興味がある人を募れば、その後会員に加入してくれる方が出てくるのではないかと考えて提案させていただいた。

委員) 今はもう「検討」ではいけない（「実施」した方がいい）。

委員長) この施策の目的（人材発掘・育成）は分かるが、これが「小地域福祉活動」なのかは分からない。

稲垣先生) 第3次計画は、今後の5年間でやろうとしていることを掲げているので、「実施」する前にも地区社協へ「提案」したり、「具体的にやることを相談」する必要があるため、このような文言にしていると思われる。

酒井主幹) 稲垣先生の仰るとおり、今はまだ検討段階のため、このような文言にしている。

稲垣先生) ただ、「具体的な施策例」は今後議論を詰めていくところなので、今回の意見を参考に修正し、次回資料で再度提示してほしい。

酒井主幹) 了解した。

委員長) 人材育成にはいろんなやり方があると思う。私も「地域デビュー」の方法については思うところがある。この部分ばかりに時間をかけていいのか。

酒井主幹) 今日は主に基本目標1・2について、委員の皆さんから意見をいただきたいので、構わない。

基本目標1-「子どもの地域福祉教育」について

委員長) 基本目標1について、他に意見はあるか。

委員) 基本目標1の具体的な施策例の中に、子供を対象にした地域福祉教育を推進していくという項目が挙げられているが、将来を担う子供たちにとっては、小さい頃から地域福祉について座学や体験で学ぶ機会は今後の人材育成にも大きく繋がっていくと思うので、これを大事にしてほしい。それから「退職前後の世代を対象にした説明会を開催する」という項目については、対象を退職前後の世代にしているのが納得できない。東海村の小地域福祉活動を担っている人達の高齢化が進んでいる中、後継者の育成が急務になっ

てきているのだから、退職前後の世代だけではなく、対象を広げ、一般住民全体を広く活動に誘っていききたい。今行われている住民座談会や講演会、イベントに住民をどんどん巻き込んで行ってほしいし、私たちより下の世代の方々にもPRをして、もっと積極的に地域に働きかけていくことが大事だと思う。

酒井主幹) おっしゃる通り子育て世代への周知にも取り組まなければいけないと考えている。今回の案では、事務局で子育て世代への周知方法案が浮かばなかったため、対象を子供と退職前後の方の二本に絞ってしまっている。

委員) 子育て真っ最中の人たちは自分の目の前のことで忙しいが、その中でも自分が「老後、この地域で生きていくんだ」と将来を見据えて考えてもらえるようにすれば、小地域福祉活動にも興味を持ってもらいやすいと思う。そういう意味でPTA活動をしている父兄を対象にするといい。

酒井主幹) 確かに、PTA 関係から周知していくのはいいと思う。

委員) 資料「第2次計画の評価と意見」のP2にいいヒントがある。ここの委員及びアドバイザーからの意見欄に「若い世代の福祉活動は福祉を専門に前面に出すと拒否感が生まれる」と書いてある。それから右側の欄に「私はこの会議に参加するまで、こんなにも地域福祉活動の会の方が、考えていることを知らなかった」とある。これらの意見から、若い世代に気づいてもらう活動が必要だということが分かる。それから「問題なのは取り組みが出来なかったことや継続しなかったことではなく、その状況を打破するための段階的取組がなかった」という意見があるが、つまり「プロセスゴールを設定しないとだめだ」ということである。この反省を踏まえて第3次計画を作っていないと、また積み木くずしと同じになるという怖れも感じている。ということで、第2次計画の行政・住民評価をした際の皆さんの意見にいいヒントあるのだから、これをうまく活かして第3次計画を作るべきである。

酒井主幹) 確かに、今回の案では皆さんの意見を反映しきれていない。

具体的な施策例に関する意見の集約について

委員長) 今日は、具体的な施策例について深い議論はせずに、まずは政策の方向性についてしっかり検討する。具体的な施策例は、委員の皆さんそれぞれに意見があると思うので、次回会議で検討する。住民の意見を取り入れて作る計画にするために、皆さんからも意見をいただきたい。今日は方向性の部分に特化して検討したいが、いかがか。

酒井) 了解した。

委員長) 具体的な施策例の案は、今回の宿題にするので、それぞれに案を書いてきてもらいたい。

稲垣先生) 資料2「第3次地域福祉計画の施策体系(案)」を活用し、それぞれがこの資料に自分のやりたいこと書いてきて、それを集約し、次回会議で出してもらいたいのではないか。

委員長) 委員には、具体的な施策例を次回会議までに考えてもらい、それを事務局にはまとめてもらいたい。

稲垣先生) 出てきた案を突き合わせて、類似するものはまとめていけばいいし、沢山の人から出た案は項目立てていってもよい。

委員長) 皆さんはそれでよろしいか。

(全員了承)

委員) それでは、意見提出の締切を決めてほしい。

酒井主幹) 会議の終わりに、意見提出の締切を決める。

委員長) 酒井さんが全部自分でやらなくても、委員の人達みんなに任せて、考えてもらう

ということで、よろしいか。

酒井主幹) 了解した。

委員) 資料2に具体的な施策例を書くとき、全ての施策については書けないと思うが、よろしいか。

酒井主幹) 書きたいところ、案を思いついたところだけで構わない。

委員) 私も全部の項目については書けないと思う。

委員長) このようなことで、みなさんよろしいか。

(全員了承)

基本目標1-4「CSWの配置」について

委員) 「地区に福祉の専門職を配置し」という文言が出てくるが、これはCSWと考えていいのか。

酒井主幹) お見込みのとおり。「CSW」という言葉を使うかまで決まっていないが、同様の仕事をする型を配置することを検討している。

稲垣先生) CSW(コミュニティソーシャルワーカー)は、社会福祉の中でも地域福祉を特に専門として行う人たちをいう。従来は特に専門資格はなかったが、成年後見制度はプライバシーに深く関与するので、原則その社会福祉士の国家資格を持ってないとこの権利擁護を行うのは難しい。そのため「専門職の配置が必要である」と言われるようになった。以前、NHKのドラマで深田恭子さんが主演した「サイレントプア」というドラマがあったが、あれをイメージしてほしい。

委員) そのドラマのビデオは村か村社協で購入を検討しているか。

委員) 村社協で購入申込みはしたが、まだ現物が届いていない。

稲垣先生) 「サイレントプア」は全国社会福祉協議会との協賛で制作されていて、DVDになっている。

酒井主幹) CSWの設置について行政内部で正式決定はしていないが、設置出来るようにこちらでも進めていこうと思っている。

委員長) 他に意見はあるか。

委員) 当日資料「第2次計画の評価および意見」は、今後具体的な施策例を考えていくうえでの参考になる。この中の「委員及びアドバイザーからのご意見」や「今後の課題」の意見や文言を取り入れていけば、第3次計画に向けたいい施作例が生まれると思う。

(全員了承)

委員長) では、次の議題に移る。

酒井主幹) 事務局としては、基本目標1と2は「地域福祉人材の育成」と「小地域福祉活動の推進」という内容のため、委員の皆さんからご意見をいただいききたいと思っている。対して基本目標3と4は、行政側に立ってる部分なので、現時点ではご確認をいただきたいと思っている。

稲垣先生) 基本目標3と4に関しては、アドバイザーとして、事務局と一緒に私の方で基礎案を作らせていただくということでよろしいか。

(全員了承)

基本目標2について

委員長) それでは、今日これからは、基本目標2の施策の方向性について検討することにする(具体的な施作例は各自案を出して来る)。

委員) 確認だが、資料2では基本目標2の文言が「住民の小地域福祉活動を支援します」という文言になっている。

酒井主幹) 事務局の記載ミスである、申し訳ない。今のところは資料3の仮の文言で進め

ている。

委員) 小地域福祉活動を積極的に推進するのは決して行政でも我々委員でもなくて住民だ
と思う。そういう意味で、地域福祉計画の中では「基盤（舞台）」を作っていくって、その
基盤（舞台）のうえで住民に活動して（踊って）もらいたい。いわゆる「住民主体」とい
う進め方からいけば、むしろこの「支援します」という文言の方がいい。

酒井主幹) 了解した。

委員長) 基本目標2について、他に意見があれば言ってほしい。

稲垣先生) これは画期的な案だと思う。10年前に私も同じことを言ったが受け入れられ
なかった。しかし、施策として本来あるべき姿になったのだと思う。「支援します」の方
が私もいいと思う。

委員) 基本的に住民には、「福祉」というと「何かをやってもらう」という意識がある。
だからこそ、そろそろ軌道修正をして、これからは、福祉分野に住民も参加していくべき
で（負の再分配）、住民自身も福祉の世話にならないようにしていくことが必要である
と思っているが、いかがか。

委員) 確かに「住民参加の福祉活動」が理想だと思う。だからこそ、色々な面で住民を巻
き込んでやっていこうとしているのだが、なかなかそこが上手くいかない。

委員長) 私も、まさにそういうことだと思う。今まで私達は「地区社協」と名付けられて
活動してきたが、他の自治体だったら、私達のような活動はあまり許されないと思う。東
海村は財政が豊かだから、何でも行政がやってくれるので、住民もそれに慣れてしまっ
ている。しかし、これからは、この住民意識を変えていかなければいけない。かといって行
政も何もやらなくていいというわけではない。

委員) 村では色々な行事があって、「入場無料ですからお誘い合わせの上ご利用ください」
とよく広報紙や無線放送で周知されている。しかし「入場無料」を強調するのはよくない。
「住民のためにやっている、参考になる」ということを強調してほしい。

委員) 私はずっと民生委員をやっており、その立場から言わせていただくと、行政にはま
だまだ足りない部分があるが、反面、東海村には意外に福祉に関心持っていて理解ある人
もいっぱいいる。また一方で、福祉に全く無関心で、我々民生委員が訪問に行ってもそれ
は当然だっというような人もいる。だから、徐々に福祉に関心を持ってもらえれば
いいかなと思う。

また簡単に「後継者育成」と言ってるが、これが難しい。だからこの第3次地域福祉計
画の中では後継者育成については具体的にぜひやってほしい。我々民生委員は苦労もある
が、反面感謝されることもあり、喜びも感じている。決して住民の方全員が福祉への認識
が低いわけでもないが、日本一の福祉の町作りを目指す東海村としては、取り組みはまだ
道半ばかと思う。

委員) 福祉の光を浴びなければ生活できない人もいる。

委員) それについては、今後5年でやっていかなければいけないとは思う。

委員長) 日本一の福祉のまちづくりは、行政の財政をもとにできることだけでなく、住民
の意識を高めていくことが大事である。第3次計画では、そこに取り組んでいきたい。

稲垣先生) 誤解しないでほしいのは、「福祉」というのは「幸せになること」であって、
「社会福祉サービス日本一」ということではない。それから、「住民を巻き込んでいこう」
「住民意識を統一させよう」という課題について、委員の皆さんの世代は何も問題ないと思
う。問題なのは、次世代と、更に1つ下の世代の貧困問題である。この世代の人達は、小
地域福祉活動の当事者になりたくても、自分自身が生活に苦しくて、それどころではない。
ましてや、他人を支える余裕もない。

東海村にはこれからも「日本一幸せな村」を目指してほしい。しかし、「社会福祉の必要性」と、「住民の社会福祉意識向上・参加」は区別してほしい。住民誰もが福祉サービスに頼るのは良いことではない、若い人の中に「働くよりも生活保護もらった方が楽だ」と考える人が出てきてしまっている文化性を変えていかなければいけない。地域福祉というのは地域性や文化性に働きかける部分と、地域福祉サービスを作る部分と、住民の活動を支える部分がある。その部分を皆さんに意識していただいて、具体的な施策を考えて来ていただきたい。今皆さんがご指摘になったことってというのはとても大切な観点なのでそれを踏まえてこの施策例を考えてほしい。

委員長) 酒井さん、これで大体よろしいか。

基本目標 1 の施策の方向性について

酒井主幹) 具体的な施策案については皆さんからのお力をいただきということで、今日はこれから基本目標 1 と 2 の施策の方向性について、皆さんにご確認をいただきたい。まず基本目標 1 については、施策の方向性を 4 本立てにしている。

基本目標 1 の施策の方向性

①住民に対し、地域福祉活動の魅力や必要性、参加方法を分かりやすく周知します。

小地域福祉活動に全く興味がない方、地域福祉について知らない方に対するもの。

②住民が地域福祉活動へ参加しやすい仕組みづくりを行います。

少し興味はあるが参加の仕方が分からない、きっかけがつかめない方に対するもの。

③地域のリーダーとなって活躍する人材が生まれるよう、小地域福祉活動を担う団体を支援します(人材の母集団の育成)

今活動している方々の中から今後のリーダーが出てくるようにするもの。

④行政職員の専門性の向上に努めます。

行政職員の専門性の向上を図るもの。

ほかに必要なもの・いらぬものがあれば、ご意見をいただきたい。

委員) ④は行政として当然やるべき務めだとは思っているので、住民の目線から表現を変えて書いた方がいい。

酒井主幹) ここには方向性の 1 つとして残すけれど、文言の表現を変えた方がよいということか。

委員) そのとおりである。

酒井主幹) それでは、先ほど出ていた意見で「地域福祉の推進に必要な専門性」という文言に修正させていただく。

(全員了承)

委員長) 先ほど、叶委員も指摘したことも入れてほしい。

酒井主幹) 了解した。「職員がよりもっと現場(地域)にでて積極的にアウトリーチをしていく」というという部分を入れ込んでいこうと思う。

(全員了承)

委員) これからの行政職員には、「現場に即した専門性」が必要である。しかも地域の状況は地域ごとに全く違っているのだから、コミュニティーソーシャルワーカーのように地域に張りついていかないと、地域課題は解決していけない。その辺をこの方向性の中に盛り込んでほしい。

酒井主幹) 了解した。

基本目標 2 の施策の方向性について

酒井主幹) 次に、基本目標 2 について説明させていただく。基本目標 2 の施策の方向性は、今のところ 4 本立てにしている。

①各学区ごとに地域福祉の現状及び課題の分析を行い、小地域福祉活動を担う団体・組織へ情報を提供します。

小地域福祉活動を行政が支援していくためには、各学区ごとに地域診断を行ってその情報を活動しているみなさんに提供していくもの。

②小地域福祉活動を担う団体同士の交流・連携の機会をつくります。

小地域福祉活動を担う団体同士の交流・連携の場が少ないというご意見をいただいているので、そのような機会をつくっていくもの。

③今後の小地域福祉活動のあり方について住民と共に考えます。

これまでの小地域福祉活動に対する行政の姿勢は、「自分たちで独自にやってください」というものだったが、今後は団体に寄り添いつつ支援していく必要があり、小地域福祉活動の在り方について行政と住民が共に考えていく。

④地区に福祉の専門職を配置し、住民の小地域福祉活動を支援します。

地域に福祉の専門職が入って直に支援していくもの。

この4本立ての施策の方向性はいかがか。

委員) まず方向性①についてはいいことだが、地域ごとに高齢化率などに差があるので、全ての情報を全ての学区に出してしまわないよう、検討・調整しながら行ってほしい。住民側は、行政から提供された情報を取捨選択して、自分たちの活動に活用していく。

酒井主幹) 了解した。行政としては、まず住民側がどういった情報を必要としているかというところから収集を行っていく。

委員長) ①「情報公開」と②「コミュニケーションをしっかりとる」という方向性についてだが、今、村ではまちづくり委員会の設立に動いているので、そういうことも盛り込んでいかなければいけない。地区社協以外にも、NPO 団体、自治会、地区自治会、単位自治会、民生委員・児童委員の横の連携が図られるといい。団体間の意見交換や情報交換、コミュニケーションを取っていかないと、まちづくり協議会の設立も難しくなってくるので、何かの形でやらないといけない。実は以前、NPO 団体、民生委員、自治会、地区社協の代表者が集まったことがあるが、我々住民は情報公開や意識の共有が苦手なようで、うまくいかなかった。なかなかコミュニケーションがとれない。このコミュニケーションギャップをなくすためにも、参加者は皆、反対意見でも会議の場で発言してほしい。そうしないと団体間の連携は図れない。

委員) 私は内宿一区の民生委員・児童委員を務めているが、内宿一区では、ここ5年ほど、民生委員・児童委員4人と常会の代表者でネットワーク会議を行っている。そこで私達は自分達の活動内容や災害時避難行動要支援者のこと、防災計画のことなどを個人情報には気をつけたうえで説明している。そして常会代表者には、私達が伝えたことを各班で説明してもらおうようにしている。内宿一区では、コミュニケーションも取れているし、情報も公開していると思う。

委員長) 会議議事録を作るのはとてもいいと思う。誰がどんな発言をしたのかをきちんと記録に残すことが大事である。

委員) よく役場に対しては「横の連携が取られていない」という批判がよくあるが、地域住民も同じである。内宿一区のような地区は本当に貴重である。例えば、自治会では、自治会連合会で代表者がどんな話し合いをしたかということも各地区自治会、単位自治会には伝わっていない。どうしても情報伝達が途切れてしまい、上手く伝わっていかない。そのため、これからは、「情報の伝達」という側面からも連携を取るための施策を考えていかなければならない。

酒井主幹) 「団体同士の交流連携の機会の創出」と簡単に言っても、実は結構難しいこと

だと思うので、細かいルール作りなどが必要なかもしれない。

稲垣先生) 情報の出し方について申し上げる。地域にはそれぞれ特性があって、子育て層がたくさんいるところと高齢者がたくさんいるところ、あるいは地域に障害者のかたの作業所があり心のバリアの問題があるところ、など様々ある。そういった地域特性を日頃から収集（地域診断）していれば実は地域福祉計画を作るときに敢えてアンケートをやらなくて済む。しかし、この地域に関する情報は、民生委員・児童委員が扱っている守秘義務の課せられている個人情報ではなく、一般住民にも開示できるレベル（各地域の人口分布や年齢層別分布、課題を抱えている人達がいるか、村の施策が効果的に機能しているか、あるターゲットに向けた施策がズレていないか）に留めなければならない。それらを地域ごとに検証し、行政や社協が一緒になってその後の施策を検討し、住民の方たちからも意見を伺ってつくっていく、このような双方向のコミュニケーションが基本目標 2-1、2-2 で出来てくれば、そして毎年度ごとに、施策の評価を溜めていけば、第 4 次計画で何をやればいいのか自ずと分かってくる。第 2 次計画までは、そここのところが足りなかったように思う。計画の進行管理を行いながら地域診断も同時に進めることができるよう、データを相互に活かしていくという意味では 1 のところの意図はすごくいいと思うし、これを実践されてった方がいい。ただその時の情報の出し方は、個別ケース情報に入っていないか、抽象度を高めて「うちの地域はこういうタイプの人たちがいる」というレベルの情報に留めた方がいい。

委員長) それでは、これで基本目標 1 と 2 の施策の方向性についてはこの位でよろしいか。

ロードマップの作成について

委員) そろそろ東海村の地域福祉の今後 10 年間のロードマップを書かないといけなと思う。これまで 8 年間、地区社協活動をやってきたが、地域診断も出来ていないし、その後のロードマップもできていないので、今後の 5 年間で考えると、これからの 10 年間でやっていくことはある程度固めていかないといけない。私の所属している中丸地区社協では行事がマンネリ化してただ繰り返されているだけになっている。そんな状況の中で「居場所づくり」など新しいことをやろうとはしているが、今後どこに向かっていこうとしているのかが見えなくなっている。

委員長) それは大事なことだと思う。今我々はどこまでいってるかを把握したうえで、今後どういう方向に行けばいいのかということを考えていかないといけない。

稲垣先生) ここで話が混同しないように注意しないといけないのは、ロードマップの作成は村社協の地域福祉活動計画の方ですべきことである。行政の地域福祉計画は村社協が地域と共に行うことをバックアップしていくもので、そのために基本目標 2 「住民の小地域福祉活動を支援します」がある。地区社協のロードマップの作成のためには、まず村社協が住民の小地域福祉活動の実態を把握して効果測定を行い、そのうえで、行政と村社協がそれぞれにやるべきことを両者が話し合っけて区別し、役割分担を明確にし、政策にしているかといけない。そうしないと、また一から行政と社協とで作り直すことになり、せっかく出来た住民主体がゼロになってしまう。そうならないように、地域福祉活動計画の中で地区社協活動の効果測定を行い、行政と村社協が相互に歩み寄って検討した方がいい。行政はそもそも地区社協活動についてのデータを持っていない。

委員長) 他に意見はあるか。

資料の作り方について

委員) 具体的な施策例の提示の仕方についてだが、第 3 次地域福祉計画では、私達村社協や住民、その他団体と行政が連携して進めていく施策が多くなると思われる。そのため、具体的な施策例の部分に、どこと連携していくのかが一目で分かるようなアイコンをつけ

て提示するといいいと思う。そうすることで、年度ごとに評価する際も、「連携」を意識した評価が出来てくると思う。私達の活動計画でも「連携」を意識して提示していきたい。**酒井主幹**）了解した。そのような見せ方を工夫した作り方、評価をしていこうと思う。**委員長**）それでは今日の議論はここまでにする。最後に稲垣先生から一言お願いする。**稲垣先生**）今の議論の中で、行政計画が色々な面で以前より洗練されてきていると感じた。昔は行政計画の中に、別組織であり役割も違う村社協があたかも担当課であるかのように記載されていた。

今日のこと、まず最初にお詫びをしておくが、先週の金曜日にいろいろ事務局から相談をされて意見は言ったのだが、私の方でも気付かないところがあり、皆さんの混乱を招いてしまった。アドバイザーとして役割を十分に果たしていなかったことはお詫びする。だが、皆さんからとても積極的に色々な意見をいただいております、いい会議だと思っている。事務局に助言をするとするならば、委員の皆さんが議論しやすい資料の作り方をもっと経験を積みながら学んでほしいと思っている。私もあまり細かく指示をしないできているところもあるが、会議はそんなに簡単に進むものではないので、皆さんが話し易い・意見を言い易い資料の作り方をしてほしい。発言者が特定されてしまう資料だと、今後委員の皆さんが発言しにくくなるので、個人名は記載しない方がいい。そういった意味では、議事録の作り方も変えていってほしい。議事録は「議事が何だったか」という事実が分かればよいことで、「誰が言ったか」ということが問題ではなく、「こういう意見があった」ということが分かればよい。事務局側では発言者の名前まで記載した精密な議事録を持っておいて、委員の皆さんに出す議事録には発言者を明記せずで作った方がいい。その方が自由な議論が生まれると思う。

酒井主幹）了解した。

芳賀補佐）今日は主に基本目標1と2の施策の方向性について主にご意見をいただいたので、それを元に文言の修正をして次回提示する。また基本目標3と4については、稲垣先生と事務局の方で詰めていく。

それから具体的な施策例については、委員の皆さんにはお手数をおかけするが、提出締切を6月30日（火）とし、記載は資料2にお願いする。記載スペースが足りなければ裏面を使っていただいて構わない。資料2のデータが欲しいということであればこちらからデータお送りさせていただく。そのようにして皆さんからいただいた具体的な施策例案を事務局で取りまとめて次回会議に提示するのでご協力をお願いします。

それから、新任委員の委嘱について報告するが、現在、子供会育成会の方に依頼中であり、次回会議には入っていただく予定である。

委員長）以前の委員には、若い人が3・4人いた。次回会議には間に合うのか。

芳賀補佐）次回には間に合うと思う。次回会議の日時は、7月27日（月）14時から。場所は同じなので、よろしくをお願いします。

では以上をもって、第32回の東海村地域福祉計画推進会議を終了する。

（6）閉 会